

### 特定生産緑地(東久留米市)の解除

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

地区番号	位 置	特定生産緑地の面積 (約 ㎡)	公 示 日
241	東久留米市下里二丁目地内	1,210	令和3年7月27日